

報酬基準(V. 4)

中日本司法書士事務所では、ご依頼者様の状況にあわせて様々なサポートプランをご用意しております。下記プランのほか、お客様の状況に合わせて、最適な手続きをご提案させていただきますので、お気軽にお問合わせください。

あなたの状況・要望		該当サービス
どうしたらいいのか全く分からない。		遺産相続 初回コンサルティング
		30分 5,000円
生前対策のアドバイスが欲しい。		生前対策コンサルティング
		100,000円/2か月間
相続について専門家のアドバイスが欲しい。		遺産相続 個別コンサルティング
		30分 5,000円～
財産を受け継ぐので名義変更をしたい。	できる限り自分でやって、できないところだけサポートして欲しい。	各種名義変更サポート
		40,000円～
	不動産の名義変更手続きだけを専門家に任せたい。	相続登記サポート
		95,000円～
	預貯金や有価証券の名義変更・解約手続きだけを任せたい。	金融資産相続サポート
		95,000円～
	不動産、預貯金・有価証券、車など、遺産の名義変更手続きすべてを専門家に任せたい。	遺産相続手続フルサポート
		180,000円～
財産を受け継ぎたくない。		相続放棄サポート
		20,000円～
遺言書を作成・執行したい。		遺言書作成・執行サポート
		30,000円～
上記以外の場合		各種手続

サポート内容	各種サポート 30,000円～	登記Sプラン 95,000円～	金融資産Sプラン 95,000円～	フルSプラン 180,000円～
遺産相続に関するアドバイス 事実関係やご意向等をお聞きして相続全体についてのアドバイスを行います。	-	登記のみ	金融資産のみ	全て可
相続スケジュール管理 相続手続きにおけるスケジュールの管理を行います。	-	登記のみ	金融資産のみ	○
相続人調査(戸籍等収集) 被相続人及び相続人に対する戸籍や住民票を収集し、相続関係を確定します。	-	○	○	○
相続関係説明図作成 収集した戸籍をもとに相続関係を表す図を作成します。	-	○	○	○
相続不動産の調査 被相続人が所有していた不動産の情報と評価額を調査します。	-	○	-	○
相続金融資産の調査 被相続人が所有していた金融資産の情報と評価額を調査します。	-	-	○	○
遺産分割協議書の作成 相続人全員で協議した内容をもとに遺産分割協議書を作成します。	-	登記のみ	金融資産のみ	○
不動産の名義変更 不動産の名義を被相続人から相続人に変更をする登記を申請します。	個別に対応 40,000円～	○	-	○
預貯金の名義変更・解約・払戻し 被相続人の預貯金の払い戻しを受け、相続人にお渡しします。	個別に対応 40,000円～	-	○	○
自動車の登録変更 自動車の名義を被相続人から相続人に変更する登録を行います。	個別に対応 30,000円～	-	-	○

◆各種名義変更サポート

遺産相続の知識はある程度あるので、できる限り自分の力で進め、専門家の力が必要な部分だけを専門家に任せたい・・・そんな方のためのサービスです。専門家のサポートが必要な部分についてだけご利用ください。

遺産相続について知識があるので、ある程度自分ですすめられるが、遺産相続手続き全てを自分で行うのは不安であるので、専門家の助けを借りながら進めたい。

■サービス内容

サービス内容	詳細	料金
相続人調査・確定(戸籍等収集)	被相続人及び相続人に対する戸籍謄本や住民票を収集し、相続関係を確定します。	20,000円～
戸籍収集のチェック	被相続人及び相続人に対する戸籍謄本や住民票をチェックし、相続関係を確定します。	15,000円～
相続関係説明図作成	収集した戸籍をもとに相続関係を表す図を作成します。	10,000円～
相続不動産の調査	お預りした資料をもとに、被相続人が所有していた不動産の権利関係と評価額を調査します。	10,000円～
相続金融資産の調査	お預りした資料をもとに、被相続人が所有していた金融資産の情報と評価額を調査します。	10,000円～
遺産分割協議書の作成	相続人全員で協議した内容をもとに遺産分割協議書を作成します。	30,000円～
不動産の名義変更	不動産の名義を被相続人から相続人に変更する登記を申請します。	40,000円～
未登記家屋の所有者変更	未登記家屋の所有者を被相続人から相続人に変更する手続きを代行します。	10,000円～
預貯金の名義変更・解約・払戻し	被相続人の預貯金の払い戻しを受け、相続人にお渡しします。	40,000円～

※ 遺産の内容、相続人の数、必要な戸籍の数などによって報酬の増減があります。詳しい報酬については、無料相談の際にお伝えいたします。

※ 戸籍取得実費、登録免許税、郵送料などの実費は別途頂戴いたします。

◆相続登記(不動産名義変更)サポート

役場の手続きは自分でやる(やった)ので、不動産の名義変更手続きを専門家に任せたい・・・そんな方のためのプランです。不動産の名義変更のために必要な書類の収集・作成から提出代行まで、全てをお手伝いします。

- 不動産の名義変更以外の手続きは自分でやる(やった)。
- 平日の日中はあまり時間が取れないので、自分の代わりに進めてほしい。

■サービスの特徴

- 相続手続きで一番難しい不動産の名義変更について専門家に任せられます。
- 不動産名義変更に関するご相談がいつでも無料で行えます。
- 不動産名義変更に関するスケジュール管理を専門家に任せられます。
- 遺産分割協議書(案)の修正は何度でも可能です。

■サービス内容

	相続財産額	サポート料金
1 相続不動産に関するアドバイス	2000万円 未満	95,000円
2 相続スケジュール管理	4000万円 未満	135,000円
3 相続人調査(戸籍等収集)	6000万円 未満	175,000円
4 相続関係説明図作成※1	8000万円 未満	215,000円
5 相続不動産の調査	1億円 未満	255,000円
6 財産目録の作成	1億2千万円 未満	295,000円
7 遺産分割協議書の作成	1億2千万円 以上	個別お見積り
8 不動産の名義変更※2		

(注) 役所・法務局などで必要となる手数料は、実費分を別途申し受けます。

※1 第2順位相続人の場合+20,000円、第3順位相続人の場合+30,000円

※2 登録免許税が別途必要です。(不動産の評価額×0.4%)

不動産の管轄が複数の場合、1管轄追加につき30,000円を加算。

不動産を取得される方が複数の場合、1名様追加につき30,000円を加算。

※3 裁判所の手続きが必要な場合には別途費用を申し受けます。

■お客様にお願いすること

- 相続人間で遺産分割協議
- ご自身の印鑑証明書の取得
- 遺産分割協議書や委任状等各種書面への署名捺印
- 市区町村役場の各種届出
- 不動産の名義変更を除く、各種相続手続き

◆金融資産(預貯金、有価証券等)相続サポート

役場の手続きは自分でやる(やった)ので、預貯金や有価証券など金融資産の名義変更手続きを専門家に任せたい・・・そんな方のためのプランです。金融資産の名義変更のために必要な書類の収集・作成から提出代行まで、全てをお手伝いします。

- 金融資産の名義変更以外の手続きは自分でやる(やった)。
- 平日の日中はあまり時間が取れないので、自分の代わりに進めてほしい。

■サービスの特徴

- 預貯金等金融資産の名義変更について専門家に任せられます。
- 預貯金等金融資産に関するご相談がいつでも無料で行えます。
- 預貯金等金融資産に関するスケジュール管理を専門家に任せられます。
- 遺産分割協議書(案)の修正は何度でも可能です。

■サービス内容

	相続財産額	サポート料金
1 預貯金・有価証券に関するご相談	2000万円 未満	95,000円
2 相続スケジュール管理	4000万円 未満	135,000円
3 相続人調査(戸籍等収集)	6000万円 未満	175,000円
4 相続関係説明図作成※1	8000万円 未満	215,000円
5 相続金融資産の調査	1億円 未満	255,000円
6 財産目録の作成	1億2千万円 未満	295,000円
7 遺産分割協議書の作成	1億2千万円 以上	個別お見積り
8 金融資産の名義変更		

(注) 役所・法務局などで必要となる手数料は、実費分を別途申し受けます。

※1 第2順位相続人の場合+20,000円、第3順位相続人の場合+30,000円

※2 裁判所の手続きが必要な場合には別途費用を申し受けます。

■お客様にお願いすること

- 相続人間で遺産分割協議
- ご自身の印鑑証明書の取得
- 遺産分割協議書や委任状等各種書面への署名捺印
- 市区町村役場の各種届出
- 預貯金等金融資産の名義変更を除く、各種相続手続き

◆相続手続フルサポート

遺産相続は初めてで、よく分からないし、時間も十分に取れないので、遺産の名義変更手続は全て専門家に任せてしまいたい・・・そんな方のためのプランです。不動産、預貯金、有価証券等の名義変更のために必要な書類の収集・作成から提出代行まで、全てをお手伝いします。

- 役所の手続は自分でした(する)ので、煩雑な遺産名義変更の手続すべてを専門家に任せたい。
- 平日の日中はあまり時間が取れないので、自分の代わりに進めてほしい。

■サービスの特徴

- 遺産相続に関係する名義変更手続すべてを専門家に任せることができます。
- 相続に関するご相談がいつでも無料で行えます。
- 難しい相続手続きのスケジュール管理を専門家に任せられます。
- 遺産分割協議書(案)の修正は何度でも可能です。

■サービス内容

1	相続全体に関するアドバイス
2	相続スケジュール管理
3	相続人調査(戸籍等収集)
4	相続関係説明図作成※1
5	相続不動産の調査
6	相続金融資産、その他の調査
7	財産目録の作成
8	遺産分割協議書の作成
9	不動産の名義変更※2
10	その他の遺産の名義変更

相続財産額	サポート料金
4000万円 未満	180,000円
6000万円 未満	280,000円
8000万円 未満	380,000円
1億円 未満	480,000円
1億2千万円 未満	580,000円
1億2千万円 以上	個別お見積り

※目安 遺産価格×0.5%

(注) 役所・法務局などで必要となる手数料は、実費分を別途申し受けます。

※1 第2順位相続人の場合+20,000円、第3順位相続人の場合+30,000円

※2 登録免許税が別途必要です。(不動産の評価額×0.4%)

不動産の管轄が複数の場合、1管轄追加につき30,000円を加算。

不動産を取得される方が複数の場合、1名様追加につき30,000円を加算。

※3 裁判所の手続きが必要な場合には別途費用を申し受けます。

■お客様にお願いすること

- 相続人間で遺産分割協議
- ご自身の印鑑証明書の取得
- 遺産分割協議書や委任状等各種書面への署名捺印
- 市区町村役場の各種届出
- 遺産の名義変更以外の各種相続手続

◆相続放棄サポートプラン

プラスの財産より借金の方が多く、故人の遺産相続をしたくない方のためのプランです。相続放棄に関しても、「全て任せたい」という方と、「できる限り自分でやりたい」という方では、対象になるプランが違います。また、3ヶ月を過ぎてからの相続放棄にも対応できるようになっております。

- 負債が多いので遺産を相続したくない。
相続開始から3か月经過しているが、なんとか相続放棄をしたい。

■サービス内容

プラン	おススメの方	料金
ライトプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所からの質問に対して、自分で適切に回答できる自信のある方 ・とにかく安く済ませたい方 ・平日の日中に時間が取れる方 ・相続財産に借金や滞納税金がない方 	20,000円
ベーシックプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で手続きを進める自信がない方 ・戸籍取得のために何度も役所と往復する時間のない方 ・相続財産に多額の借金や滞納税金が含まれている方 	35,000円
フルサポートプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で手続きを進める自信がない方 ・戸籍取得のために何度も役所と往復する時間のない方 ・既に故人の借金や滞納税金の督促を受けている方 	45,000円

		ライト 20,000円	ベーシック 35,000円	フルサポート 45,000円
1	相続全体に関するご相談	-	○	○
2	相続スケジュール管理	-	○	○
3	戸籍等収集	-	○	○
4	相続放棄申述書作成	○	○	○
5	書類提出代行	-	○	○
6	照会書への回答作成支援	-	○	○
7	受理証明書の取得	-	-	○
8	債権者への通知サービス	-	-	○
9	後順位者への「お知らせ」サービス	○	○	○

※相続開始から3か月が経過している場合：各プランに15,000円加算(ライトプランを除く)

◆遺言書作成・執行サポートプラン

■自分で書いた遺言書の診断

サポート内容	形式の問題の確認	内容についての助言	料 金
かんたんコース	あり	なし	30,000円
あんしんコース	あり	あり	50,000円

■自筆証書遺言の作成サポート

1	自筆遺言書作成に関するアドバイス
2	自筆遺言書作成スケジュール管理
3	自筆遺言書原案の作成支援
4	相続予定財産(財産目録)の調査 ※1
5	必要な書類の収集 ※2

相続財産額	サポート料金
8000万円 未満	80,000円
8千万円以上1億円未満	相続財産額×0.1%
1億円 以上	個別お見積り

■公正証書遺言の作成サポート

1	公正遺言書作成に関するご相談
2	公正遺言書作成スケジュール管理
3	公正遺言書原案の作成支援
4	相続予定財産(財産目録)の調査 ※1
5	必要な書類の収集 ※2
6	公証役場での証人立会(2名) ※3

相続財産額	サポート料金
8000万円 未満	150,000円
8千万円以上1億円未満	相続財産額×0.1%+70,000円
1億円 以上	個別お見積り

(注)別途公証人手数料が必要です。

■遺言書に関わるその他サービス

1	遺言書の保管 ※遺言執行者に就任した場合、年間保管料は不要です。	5,000円(年間)	
2	遺言執行者就任 ※4	遺産の額が3000万円未満の場合	遺産額の1.0% ※最低300,000円
		遺産の額が3000万円以上の場合	遺産額の1.0%
		遺産の額が1億円以上の場合	個別お見積り
3	自筆証書遺言・秘密証書遺言の検認に関する書類の作成	50,000円	
4	遺言書の確認審判に関する書類の作成	50,000円	
5	遺言執行者選任審判に関する書類の作成	50,000円	

(注)官公庁などで必要となる手数料や印紙費用は、実費分を別途申し受けます。

※1 土地の評価や税金の試算を税理士が行う場合、別途のお見積りとなります。

※2 相続人が3名以上場合、1名につき5,000円の追加料金が発生します。

※3 松本公証役場以外での作成は、別途交通費が必要となります。

※4 相続人への連絡、各種の名義変更など、遺言書の内容実現のために業務を遂行します。残された財産の中から報酬をいただくものですので、生前にいただくことはありません。

遺産相続手続きサービスの料金案内(個別料金)

■相続人調査・確定

✓	遺産相続手続き	報酬	実費
	相続関係調査 (戸籍、住民票合計10通以内の取得報酬を含む)	20,000円	・戸籍:450円 ・除籍、原戸籍:750円 ・住民票、戸籍の附表: 200~300円 ・小為替購入手数料: 100円
	加算報酬 戸籍、住民票を合計11通以上取得した場合	+2,000円/1通	
	ご自身で取得された戸籍の確認(10通以内)	15,000円	
	加算報酬 11通以上の場合	+1,000円/1通	
	相続関係説明図の作成	第1順位相続人の場合 10,000円 第2順位相続人の場合 20,000円 第3順位相続人の場合 30,000円	

■相続財産調査

✓	遺産相続手続き	報酬	実費
	相続不動産調査 (登記事項証明書等の取得)	10,000円	登記事項証明書 500円 地図等証明書 450円
	加算報酬 物件が6個以上の場合	+1,000円/1通	
	相続金融資産調査	10,000円/1金融機関	別途交通費あり
	相続債務調査(信用情報の取得)支援	20,000円(3機関全て)	小為替代3,300円
	財産目録の作成	10,000円	-
	加算報酬 遺産の数6個以上の場合	+1,000円/1個	

■遺産分割関連

✓	遺産相続手続き	報酬	実費
	遺産分割協議書(案)、相続分譲渡証明書の作成	30,000円	-
	加算報酬 遺産の数6個以上の場合	+1,000円/1個	-
	遺産分割協議書(案)の修正	作成料金の4分の1 / 1回	-
	遺産分割協議への協力要請文書作成	50,000円	-
	遺産分割調停に関する書類の作成	遺産の評価額の0.5% 最低50,000円 別途完了時に1.0%(※)	・被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 ・切手代数千円程度 ・遺産鑑定費用
	遺産分割審判に関する書類の作成	遺産の評価額の1.0% 最低100,000円 別途完了時に2.0%(※)	
	刑務所長等による拇印の奥書証明の取得	在監者1名につき10,000円 刑務所に出張する場合には移動時間も含めて3時間ごとに10,000円	交通費別途

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

■財産の名義変更

✓	遺産相続手続き	報酬	実費
	不動産名義変更 (相続登記申請代理)	40,000円/1申請 (同一管轄)	登録免許税として、固定資産評価額の0.4%
	加算報酬 6物件以上の場合	+1,000円/1物件	
	未登記家屋の所有者変更	10,000円/1申請 (同一管轄)	なし
	農地・山林の相続届	10,000円/1申請	登録免許税として、固定資産評価額の0.4%
	加算報酬 6物件以上の場合	+10,000円/1物件	
	預貯金・有価証券の払戻し、名義変更支援	40,000円/1金融機関	交通費別途
	加算報酬 預貯金1,000万円以上の場合	+25,000円/1,000万区切り	
	生命保険金の請求手続き支援	1保険契約につき 30,000円	交通費別途
	自動車の所有権移転登録	自動車1台につき 30,000円	500円~

■裁判所の手続き

✓	遺産相続手続		報酬	実費
	特別代理人選任審判に関する書類の作成		50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金必要な場合有
	加算報酬	遺産3,000万円以上の場合	+3,000円/1,000万区切り	
	未成年後見人選任審判に関する書類の作成		100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金必要な場合有
	加算報酬	遺産3,000万円以上の場合	+3,000円/1,000万区切り	
	不在者財産管理人選任審判に関する書類の作成		100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金必要な場合有
	加算報酬	遺産3,000万円以上の場合	+3,000円/1,000万区切り	
	不在者財産管理人の権限外行為許可審判に関する書類の作成		30,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	加算報酬	遺産3,000万円以上の場合	+3,000円/1,000万区切り	
	失踪宣告の審判に関する書類の作成		100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度

■相続放棄・限定承認

✓	遺産相続手続		報酬	実費
	相続放棄に関する書類の作成		ライトプラン: 20,000円 ベーシックプラン: 35,000円 フルサポートプラン: 45,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・申述人1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	加算報酬	3か月経過後の放棄	+15,000円	
	限定承認に関する書類の作成		遺産の評価額の1.0% (※) 最低200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円程度 ・切手代数千円程度 ・必要な場合には遺産の鑑定費用 ・上記の他、官報公告費用や内容証明郵便の郵送料等が必要
	相続の承認または放棄の期間伸長の審判に関する書類の作成		50,000円	相続人1人につき収入印紙800円

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

■相続人不存在・特別縁故者への財産分与

✓	遺産相続手続		報酬	実費
	相続財産管理人選任審判に関する書類の作成		100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・官報費用数万円程度 ・予納金必要な場合有
	加算報酬	遺産3,000万円以上の場合	+3,000円/1,000万区切り	
	相続人搜索の公告に関する書類の作成		50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・切手代数千円程度 ・官報費用数万円程度
	特別縁故者に対する相続財産分与審判に関する書類作成		着手金100,000円 別途完了時に2.0% (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

■遺留分減殺請求訴訟・相続回復請求訴訟

✓	遺産相続手続		報酬	実費
	訴訟、執行、保全に関する書類の作成		着手金として訴額の5.0% (最低100,000円) 別途完了時に5.0% (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・訴額に応じて収入印紙数千円～数万円程度 ・切手数千円程度

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

■遺言書作成・遺言執行

✓	遺産相続手続	報酬	実費
	自筆証書遺言の作成	遺産の評価額の0.1% (※) 最低80,000円	相続人調査費用(戸籍 収集等)
	公正証書遺言の作成	遺産の評価額の0.1% (※) + 70,000円 最低150,000円	・相続人調査費用(戸籍 収集等) ・公証人手数料(遺言の 内容に応じて数万円～)
	秘密証書遺言の作成	遺産の評価額の0.1% (※) + 70,000円 最低150,000円	・相続人調査費用(戸籍 収集等) ・公証人手数料11,000 円
	自筆証書遺言・秘密証書遺言の検認に 関する書類の作成	50,000円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	遺言書の確認審判に関する書類の作成	50,000円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	遺言執行者選任審判に関する書類の作成	50,000円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	遺言執行者就任	遺産額の1.0% 最低300,000円	遺言執行者に要する実 費は別途

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

■遺言書作成・遺言執行

✓	遺産相続手続	報酬	実費
	後見開始の審判に関する書類の作成	150,000円 管理又は処分予定の財産が3000万以上の 場合は、1000万円区切りで3,000円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・収入印紙4,000円 ・鑑定料1万～5万程度
	保佐開始の審判に関する書類の作成	150,000円 管理又は処分予定の財産が3000万以上の 場合は、1000万円区切りで3,000円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・収入印紙4,000円 ・鑑定料1万～5万程度
	補助開始の審判に関する書類の作成	150,000円 管理又は処分予定の財産が3000万以上の 場合は、1000万円区切りで3,000円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・収入印紙4,000円 ・鑑定料1万～5万程度
	後見等開始の審判前の保全処分申立に 関する書類の作成	150,000円	・切手代数千円程度 ・収入印紙4,000円 ・予納金が必要な場合あり
	居住用不動産の処分についての許可の審 判に関する書類の作成	50,000円 処分予定の不動産の評価額が3000万以上 の場合は1000万円区切りで3,000円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度

■生前贈与

✓	手続	報酬	実費
	贈与契約書(案)の作成	30,000円	-
	加算報酬 物件の数6個以上の場合	+1,000円/1個	-
	贈与契約書(案)の修正	作成料金の4分の1 / 1回	-
	不動産名義変更 (財産分与登記申請代理)	50,000円/1申請 (同一管轄)	登録免許税として、固定 資産評価額の2%
	加算報酬 6物件以上の場合	+1,000円/1物件	

■その他

✓	手続	報酬	実費
	遺産分割協議の立会	40,000円/半日	交通費・宿泊別途
	日当	40,000円/半日	交通費・宿泊別途
	書面のリーガルチェック	30,000円～	